

【新刊】裁判官の頭の中を丸裸に！『事実認定体系＜債権総論編＞』（全3巻）発刊！

民法の条文ごとに裁判における事実認定のポイント、判断基準がわかる！裁判だけでなく、法律相談にこそ必携の一冊！

法律関連出版物、各種データベースを提供する第一法規株式会社（所在地：東京都港区、代表取締役社長：田中英弥）が、『事実認定体系＜債権総論編＞』（全3巻）を、2023年6月30日に発売しました。

商品紹介ページはこちら

https://www.daiichihoki.co.jp/store/products/detail/104684.html?utm_source=prtmes

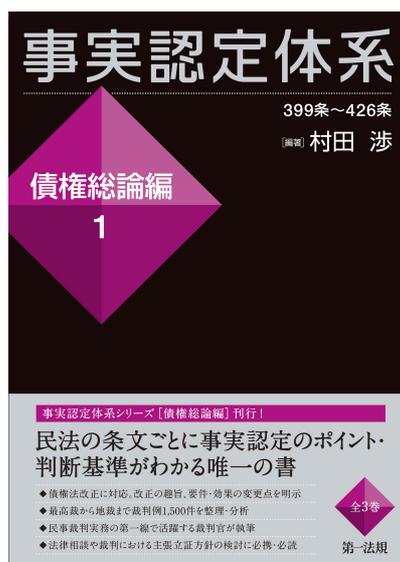
「事実認定」と聞くと、つい「裁判官の仕事だ」「裁判はあまり担当しないからちょっと…」と感じてしまう弁護士も多いのではないのでしょうか。

しかしながら「事実認定」は、裁判だけでなく、弁護士の日常業務でもある法律相談においても非常に重要です。

クライアントに対して適切な法的アドバイスを行うには、裁判官による事実認定の考え方や判例の蓄積を正確に理解する必要があります。

本書は裁判官の視点から、条文ごとに事実認定のポイントや判断基準を提示。法律要件を見極め、事実認定の着眼点を正確に押さえることができるため、弁護士の業務を支える必携書です。

この機会にぜひ、ご検討ください。



【本商品の特長】

- 『事実認定体系』シリーズ、待望の最新刊！

民法典の構成に従い、条文・分野ごとに事実認定の判断基準を示しています。

※これまでのシリーズは末尾に記載しております。

- 条文ごとに意義・法律要件・法律効果を簡潔に整理！裁判官の考え方をおさえ、クライアントへの適切なアドバイスを実現！

事実認定の対象等

■ 意義

本条は、詐害行為取消権の冒頭規定であり、詐害行為取消権の一般的な成立要件を定める（能見＝加藤編・論点民法4 I〔高須順一〕146頁）。

■ 法律要件及び法律効果等

1 債権者 X が債務者 A と受益者 Y との間の詐害行為の取消しを求める場合の法律要件

受益者 Y に対する詐害行為取消権行使の一般的な要件は、基本的に、平成29年改正の前後で変更はない（能見＝加藤編・論点民法4 I〔高須順一〕147頁参照）。受益者 Y に対する詐害行為取消請求の一般的な要件としては、①債権者の被保全債権の存在、②債務者による詐害行為の存在、③債務者の詐害の意思、④受益者の悪意となる（内田・民法Ⅲ361頁、瀬見・新債権総論 I 742頁、中田・債権総論297頁）。詐害行為取消訴訟においては、原告である債権者 X が主張立証すべき請求原因事実が上記①②③となり、上記④については、受益者 Y が、抗弁事実として、上記②の行為の時点における

- 豊富な裁判例をもとに、事実認定の判断基準を具体的に提示！

㊦ 東京高判平成11年2月16日金融商事1072号32頁 [28041766]

債務超過の状態にあった債務者 A が、他の一般債権者を害するものであることを知りながら、優先的に債権の満足を得させる意図の下に、Y に貸料債権を譲渡した行為は、詐害行為として取消の対象になるとした事例

㊦ 東京高判平成11年10月21日金融商事1082号28頁 [28050163]

根抵当権設定登記を受けていた Y₁ 所有の旧建物が滅失し、Y₁ が建替後の新建築物を妻 Y₂ に贈与するとともに地上権を設定したという事実関係の下、根抵当権者である X 信用金庫が詐害行為取消請求等を求めた事案において、Y₁ が Y₂ にした新建築物の贈与及び新建築物についての地上権設定行為は、X に対する詐害行為に該当するとした事例（Y₁ は、詐害行為取消請求の被告ではなく、新建築物に対する根抵当権設定登記手続請求の被告）

㊦ 札幌高判平成15年7月16日訟務月報51巻1号210頁 [28100393]

債務者 A の各所得申告書の記載によれば、A には、金銭消費貸借契約による金員の各貸付け（取消対象行為）の原資となった各預金のほかに見るべき現預金等の資産はないものと認められ、Y 社の代表取締役である A が Y 社に総額7,985万8,073円の金員を貸し付けたことは、A が現実に保有していた責任財産を減少させるものであり、A の債権者を害する行為であることは明らかであるとして、上記各貸付けが詐害行為に該当するとした事例

㊦ 大阪高判平成18年10月26日金融商事1265号32頁 [28131001]

A に対する債権を有する X 銀行が、A 所有土地の持分20分の1と建物の持分4分の1（対象不動産）を実妹である Y に売却した契約が詐害行為に当たるとして、Y に対し、対象不動産の売買契約の取消しと同契約に基づい

【目次（抜粋）】

◆第1巻◆

第3編 債 権

第1章 総 則

第1節 債権の目的（第399条～第411条）

第2節 債権の効力（第412条～第426条）

事項索引／判例索引（年月日順・審級別）

◆第2巻◆

第3節 多数当事者の債権及び債務（第427条～第465条の10）

事項索引／判例索引（年月日順・審級別）

◆第3巻◆

第4節 債権の譲渡（第466条～第469条）

第5節 債務の引受け（第470条～第472条の4）

第6節 債権の消滅（第473条～第520条）

第7節 有価証券（第520条の2～第520条の20）

事項索引／判例索引（年月日順・審級別）

【商品概要】

◆『事実認定体系＜債権総論編＞』（全3巻）

編著：村田 渉

ページ数・定価：

- ・ 第1巻：530頁・6,600円（本体：6,000円＋税10%）
- ・ 第2巻：344頁・5,060円（本体：4,600円＋税10%）
- ・ 第3巻：448頁・5,720円（本体：5,200円＋税10%）

版型：全巻A5判

◆商品紹介ページはこちら

第一法規ストアサイト

https://www.daiichihoki.co.jp/store/products/detail/104684.html?utm_source=prtmes

amazonでの購入はこちら

<https://www.amazon.co.jp/dp/4474071190>

楽天での購入はこちら

<https://books.rakuten.co.jp/rb/17502180/>

◆『事実認定体系』シリーズ 好評発売中！

- ・ 『事実認定体系＜民法総則編＞』（全2巻）

https://www.daiichihoki.co.jp/store/products/detail/103043.html?utm_source=prtmes

- ・ 『事実認定体系＜物権編＞』

https://www.daiichihoki.co.jp/store/products/detail/102842.html?utm_source=prtmes

- ・ 『事実認定体系＜担保物権編＞』

https://www.daiichihoki.co.jp/store/products/detail/104229.html?utm_source=prtmes

- ・ 『事実認定体系<契約総論編>』

https://www.daiichihoki.co.jp/store/products/detail/103762.html?utm_source=prtimes

- ・ 『事実認定体系<新訂 契約各論編>』（全3巻）

https://www.daiichihoki.co.jp/store/products/detail/103393.html?utm_source=prtimes

発売元：第一法規株式会社

<https://www.daiichihoki.co.jp>

当プレスリリースURL

<https://prtimes.jp/main/html/rd/p/000000558.000059164.html>

第一法規株式会社のプレスリリース一覧

https://prtimes.jp/main/html/searchrlp/company_id/59164

【本件に関する報道関係者からのお問合せ先】

第一法規株式会社

販売促進第一部

lawyer_support@daiichihoki.com